START!

現在、児童手当・特例給付（※1）を受給している

- YES → 現在受給中の対象児童のほかに、高校生年代以下の子等（※2）がいる
  - YES → 出生から高校生年代以下の子等（※2）のほかに、監護し生計を維持している大学生年代の子等（※3）がいる
    - YES →
      - ・高校生年代以下の子等（※2）にも児童手当が支給されます。
      - ・第3子以降3万円に！
      - ○「児童手当　額改定認定請求書・額改定届」＋受給者の医療保険加入関係の分かるものの写し
      - ○「監護相当・生計費の負担についての確認書」＋マイナンバーカード等の写し
      - ※4に該当する場合は、「別居監護申立書」＋マイナンバーカード等の写し
    - NO → 出生から高校生年代以下の子等（※2）が3人以上いる
      - YES →
        - ・高校生年代以下の子等（※2）にも児童手当が支給されます。
        - ・第3子以降3万円に！
        - ★自動で変わるので手続き不要
        - ○ただし、最近監護するようになった等の理由で、今まで佐伯市に申請をしていない児童がいる場合は、「児童手当　額改定認定請求書・額改定届」＋受給者の医療保険加入関係の分かるものの写し
        - ※4に該当する場合は、「別居監護申立書」＋マイナンバーカード等の写し
      - NO →
        - ・高校生年代以下の子等（※2）にも児童手当が支給されます。
        - ★自動で変わるので手続き不要
        - ○ただし、最近監護するようになった等の理由で、今まで佐伯市に申請をしていない児童がいる場合は、「児童手当　額改定認定請求書・額改定届」＋受給者の医療保険加入関係の分かるものの写し
        - ※4に該当する場合は、「別居監護申立書」＋マイナンバーカード等の写し
  - NO → 出生から高校生年代以下の子等（※2）のほかに、監護し生計を維持している大学生年代の子等（※3）がいる
    - YES → 出生から大学生年代の子等（※3）が3人以上いる
      - YES →
        - ・第3子以降3万円に！
        - ○「児童手当　額改定認定請求書・額改定届」＋受給者の医療保険加入関係の分かるものの写し
        - ○「監護相当・生計費の負担についての確認書」＋マイナンバーカード等の写し
      - NO →
        - ・手当額に変更なし
        - ☆手続き不要
    - NO → 現在受給中の対象児童が3人以上いる
      - YES →
        - ・第3子以降3万円に！
        - ★自動で変わるので手続き不要
      - NO →
        - ・手当額に変更なし
        - ☆手続き不要
- NO → 出生から高校生年代以下の子等（※2）がいる
  - YES → 出生から監護し生計を維持している大学生年代の子等（※3）が3人以上いる
    - YES →
      - ・所得に関係なく、出生から高校生年代以下の子等（※2）にも児童手当が支給されます。
      - ・第3子以上3万円に！
      - ○「新規認定申請書」＋マイナンバーカード等の写し＋通帳等の写し
      - ○「監護相当・生計費の負担についての確認書」＋マイナンバーカード等の写し
      - ※4に該当する場合は、「別居監護申立書」＋マイナンバーカード等の写し
    - NO →
      - ・所得に関係なく、出生から高校生年代以下の子等（※2）にも児童手当が支給されます。
      - ○「新規認定申請書」＋マイナンバーカード等の写し＋通帳等の写し
      - ※4に該当する場合は、「別居監護申立書」＋マイナンバーカード等の写し
  - NO →
    - ・児童手当支給対象外
    - ☆手続き不要

※1　所得制限により現在の月額が児童一人当たり5,000円。これは、所得制限撤廃により、児童手当に変わります。

※2　高校生年代以下の子等…R6年度の場合、2006年（平成18年）4月2日～2009年（平成21年）4月1日に生まれた者を指します。

※3　大学生年代の子等…R6年度の場合、2002年（平成14年）4月2日～2006年（平成18年）4月1日に生まれた者を指します。

※4　高校生年代の児童が別世帯である場合